

京都市告示第 369 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等に限り、）の一部を次のように廃止します。（ただし、平成19年1月31日時点の京都市の区域内に限り、）

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年2月23日

京都市長 梶本頼兼

(左京区)

整理番号	路線名	起終点
1	静市水0045号	左京区静市静原町595番地地先 左京区静市静原町578番地地先
2	静市水0050号	左京区静市静原町591番地の1地先 左京区静市静原町575番地の1地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)